

かながわマンション支援団体登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「かながわマンション支援団体登録制度」（以下「登録制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、県と登録団体が連携して、分譲マンションの管理組合（以下「管理組合」という。）の活動を支援する環境の整備を図り、もって本県のマンション施策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 マンション支援団体 管理組合の支援を主な事業としている団体
- 二 登録団体 第3条第1項の登録を受けた団体

(登録)

第3条 マンション支援団体は、この要綱の定めるところにより、神奈川県に備える「かながわマンション支援団体登録簿」（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

- 2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間（以下「登録の有効期間」という。）の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の要件)

第4条 前条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 管理組合の支援を主な事業としていること。
- 二 主たる活動地域が神奈川県内であること。ただし、県域を超えて活動する団体については、県内に本部・支部などの活動拠点を有すること。
- 三 団体の活動期間が設立より三年を超え、一定の事業実績を有していること。
- 四 原則として管理組合を会員とする団体であること。

(登録の申請)

第5条 第3条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書(第1号様式)を知事に提出するものとする。

一 登録団体に関する事項

- ア 団体の名称
- イ 団体の所在地
- ウ 団体の代表者
- エ 設立年月日
- オ 活動の対象地域
- カ 会員数
- キ 問い合わせ先

二 支援内容に関する事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第7条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 役員及び役員に準ずる者(以下「役員等」という。)の氏名及び住所が分かる書類
- 三 会員名簿等(会員である管理組合のマンション名及び所在地が分かる書類)
- 四 直近年度の事業実績報告及び決算書
- 五 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- 六 定款又は規約
- 七 その他知事が必要と認めるもの

3 第3条第2項の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の30日前までに登録申請書を提出するものとする。

4 同条第3項の規定は、前項による申請があった場合に準用する。この場合において、同条第3項中「登録」とあるのは、「登録の更新」と読み替えるものとする。

(登録の実施)

第6条 知事は、前条第1項の登録の申請が第4条各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録簿に記載して、その登録をするものとする。

- 一 第5条第1項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第7条 知事は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員等のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - オ 運営に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役職員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
 - 二 第11条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者
 - 三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を附して、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録団体の責務)

第8条 登録団体は、ホームページなど公衆が閲覧しやすい方法により、登録制度の登録団体である旨を表示するものとする。

- 2 登録団体は、知事から要請があった場合には、管理組合に対する登録制度の普及啓発や各種情報の周知、県や市町村が実施するマンション管理に関するセミナー等への協力に努めるものとする。
- 3 登録団体は、原則、毎事業年度の終了後三箇月以内に、業務報告書（第4号様式）により、第5条第2項第四号及び第五号に掲げる書類を知事に提出するものとする。この場合において、同条第2項第五号中「申請年度」とあるのは、「当該年度」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第9条 登録団体は、第5条第1項に掲げる事項に変更（軽微な変更を除く。）があったときは、遅滞なく、変更届出書（第2号様式）により、その旨を知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が

第7条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

(解散の届出)

第10条 登録団体は、解散したときは、その日から三十日以内に、解散届出書(第3号様式)により、その旨を知事に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第11条 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の登録を取消することができる。

- 一 前条の規定による届出があったとき又は届出がなく解散した事実が判明したとき
- 二 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
- 三 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 四 第4条各号に掲げる登録要件を満たさなくなったとき。
- 五 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により登録を取り消した場合について準用する。

(知事による登録情報の公表等)

第12条 知事は、登録団体に関し、第5条第1項に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 知事は、前項の規定による登録情報以外の情報を公表する場合には、当該登録団体と協議の上、公表することができるものとする。

3 知事は、登録団体に対し、マンション施策に係る各種情報を提供するとともに、登録団体その他の関係者と連携を図りつつ、管理組合の活動を支援する環境の整備等に努めるものとする。

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

第13条 登録団体は、登録制度の実施によって知り得た秘密を漏らし、また本制度の目的以外のために使用してはならない。

2 登録団体は、登録制度の実施によって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録を取り消された後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

平成 年 月 日

神奈川県知事 様

登録申請者
住所（主たる事務所の所在地）
団体の名称
代表者名 印

かながわマンション支援団体登録申請書

かながわマンション支援団体登録制度要綱第5条の規定に基づき、別添のとおり登録を申請します。

【添付書類】

- (1) 第7条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 役員及び役員に準ずる者(以下[役員等]という。)の氏名及び住所が分かる書類
- (3) 会員名簿等（会員である管理組合のマンション名及び所在地が分かる書類）
- (4) 直近年度の事業実績報告及び決算書
- (5) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 定款又は規約
- (7) その他知事が必要と認めるもの

別 添（第1号様式）

1 登録団体に関する事項

名 称	
所在地	
代表者	
設立年月日	平成 年 月 日
活動の対象地域	
会員数	正会員 : 賛助会員 :
問い合わせ先	担当者名 :
	電話 :
	FAX :
	Email :
特記事項	

2 支援内容に関する事項

<p>例：○管理組合対象セミナー、研修会の開催 ○相談窓口の設置 ○マンション管理アドバイザーの派遣（○○市との連携事業）</p>

注）管理組合への支援内容を具体的に記載してください。

第2号様式（第9条関係）

登録事項等変更届出書

平成 年 月 日

神奈川県知事 様

登録団体
住所（主たる事務所の所在地）
団体名
代表者 印

かながわマンション支援団体登録制度要綱第9条の規定に基づき、登録事項等の変更を届け出ます。

記

登録団体	名称	
	登録番号 (登録年月日)	第 号 (平成 年 月 日)
変更事項	変更内容	
	変更理由	
	添付書類	

注) 添付書類：制度要綱第5条第2項に掲げる図書等のうち当該変更に係るもの

第3号様式（第10条関係）

解散届出書

登録マンション支援団体を解散しましたので、かながわマンション支援
団体登録制度要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。こ
の解散届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

神奈川県知事 等

届出団体名
代表者氏名

印

記

- 1 解散の日
- 2 解散の事由

第4号様式（第8条関係）

業務報告書

かながわマンション支援団体登録制度要綱第8条第3項に基づき、要綱第5条第2項第四号及び第五号に掲げる書類を提出します。

年 月 日

神奈川県知事 等

報告者の名称
代表者の氏名

印

(参考様式)

誓約書

当団体ならびにその役員等は、要綱第7条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

団体名

所在地

代表者氏名

印

神奈川県知事 殿